

自動車保険改定のご案内

平素よりセコム損保に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

セコム損保では、ご契約期間の初日が2021年1月1日以降の自動車保険について、改定を実施いたしました。

主な改定内容について以下のとおりご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに引き続きご愛顧いただきますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(1) 人身傷害保険の損害額基準について

- 人身傷害保険は、ご契約の自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、保険約款の損害額基準に基づいて算出した損害額に対して、過失割合にかかわらずご契約の保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- このたび直近の平均余命、物価水準および賃金水準等の変動を反映させた損害額基準となるように改定いたします。改定後の人身傷害保険の損害額基準につきましては、保険約款をご覧ください。

(2) 車両搬送時諸費用特約について

- 改定後の車両搬送時諸費用特約では、電気自動車の電欠やパンク発生時に現地でスペアタイヤに交換できない場合等を補償の対象といたします。
- 上記トラブルは、改定前はサービスとしてレッカー牽引・車両引取サービスをご提供しておりましたが、改定後は車両搬送時諸費用特約の対象となりますので、レッカー牽引・車両引取のほか代替交通費用や臨時宿泊費用についても補償の対象となります。

(3) 運転者範囲変更漏れサポート特約について

- これまでは保険始期日以降に発生した運転者範囲の変更漏れを対象としていましたが、改定後は契約締結日以降に発生した運転者範囲の変更漏れを対象とするように範囲を拡大いたします。

(4) 継続契約の取扱いに関する特約について

- これまでは事故が発生している場合は特約の対象外でしたが、改定後は事故が発生しているときであっても、その他所定の条件を満たすときはこの特約の対象となり、契約の保険期間の末日を次契約の始期日とすることが可能になります。

改定後の特約は、2021年1月1日以降保険始期のご契約に自動セットされます。

上記の取扱いは、2021年1月1日以降保険始期契約の次契約から適用することになりますのでご注意ください。

※このご案内は、個人用総合自動車保険および一般用総合自動車保険のご契約を対象としております。

※このご案内は、2021年1月の改定概要をご説明したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件があります。更に詳しい内容をお知りになりたい場合には、取扱代理店にお問い合わせいただくか、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)または保険約款をご覧ください。

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町 2-6-2 セコム損保ビル

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>